



令和 8 年度 学童保育の利用申し込みについて

海南市子育て推進課

学童保育は、保護者が就労等により昼間家庭に居ない小学生を放課後等にお預かりし、遊びや生活の場を提供して児童の健全育成を図るものです。利用を希望される保護者の方は、下記の事項にご留意の上、お申し込みください。

※継続入所を希望する場合も、改めて申請が必要です。

1. 対象児童

小学校に就学しており、保護者の就労等により家庭による保育が困難な児童

2. 保育実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日

3. 保育実施日及び保育時間

保育実施日：毎週月曜日から土曜日（但し、休所日は除く）

保育時間：（１）授業がある日・・・・・・・・・・授業終了時間から午後 6 時まで
（２）土曜日及び夏休み等の長期休業日・・・・午前 8 時から午後 6 時まで
（３）延長保育（午後 7 時まで）・・・・・・申請により利用可能な場合あり

4. 休室日

日曜日、祝日、休日、年末年始（12月29日～1月3日）、お盆

5. 保育料【海南市が徴収】（利用月の翌月 15 日が納付日 ※土日祝日の場合は翌営業日）

1 人当たりの月額料金は次のとおりです。

通年利用	5,000 円								
長期休みのみ利用	学年始め 4 月		夏休み 7 月	夏休み 8 月		冬休み 12 月	冬休み 1 月		学年末 3 月
	2,000 円		3,000 円	5,000 円		2,000 円	2,000 円		2,000 円
延長保育 午後 6 時～ 午後 7 時	500 円／回 ただし、月額上限 2,000 円								

※学童保育は、保護者が家庭で保育できない時間のみ利用できます。

仕事が終わרי次第速やかにお迎えをお願いします。

※利用の要件に該当しなくなった場合は、中止届の提出が必要です。

※お子様が学童に籍を置いている期間はご利用のない月も保育料を徴収させていただきます。

ただし、ご利用を中止される前月末までに利用中止届をご提出いただければ、保育料の徴収は行いません。

※長期休み期間のみご利用の場合、利用される長期休みを指定し、お申し込みが可能です。

ただし、指定した長期休みにご利用がなかった場合でも保育料を徴収いたします。

（年度途中に通年利用から長期休みのみ利用への変更は可能）

※児童が月の途中において利用を開始、又は利用を中止した場合でも当該月分の保育料は納付しなければなりません。

※保育料は口座振替による納付をお願いします。

6. 実費負担【各学童保育室で集金】

保険料（年額 800 円）、おやつ代及び教材費（月額 1,500 円程度）

7. 保育料の減免

次の世帯については、保育料の減免を受けることができます。利用決定後に別途、申請が必要です。**減免申請書の提出がない場合は減免の適用を受けられません。**

対象世帯	減免内容
生活保護法の規定による保護世帯	無料
ひとり親家庭医療費受給資格証の交付を受けている世帯	半額減免
同一世帯から2人以上の児童が学童保育を利用する世帯 ※2人目以降の利用児童が減免対象	2人目以降半額減免
利用児童、利用児童の父母・兄弟姉妹のいずれかが障害者手帳（身体、精神）1・2級または療育手帳を所持する世帯	半額減免

8. 児童の送迎

授業がある日は、原則として保護者の迎えが必要です。

土曜日及び夏休み等の長期休業日は、原則として保護者の送り迎えが必要です。

保護者の送迎が難しい場合は、子育て推進課までご相談ください。

9. 申請書等の配布について

令和7年9月3日（水）から子育て推進課にて配布します。

（継続入所を希望される児童に関しては各学童保育室でも配布します。）

10. 申請受付について

令和7年10月16日（木）～令和7年10月31日（金）に子育て推進課まで

配布した学童保育利用申請書、誓約書、就労証明書等の必要書類をご提出ください。

（継続入所を希望される児童に関しては各学童保育室でも受領します。）

※申請受付時に必要書類が揃っていない場合は原則として受付できません。

※利用申請書、誓約書、就労証明書等の必要書類は、児童一人につき1組ずつご提出ください。

兄弟姉妹同時のお申込みに限り、2人目以降は就労証明書等のコピーでの提出も可能です。

11. 電子申請について

海南市ホームページにてご案内しております。**（令和7年9月17日（水）から受付）**

就労証明書等をデータ（PDF、JPG形式等）でご用意いただく必要があります。



12. その他

定員を超える申し込みがあった場合、選考基準により入所児童を決定いたします。

13. お問い合わせ

海南市子育て推進課 保育班（海南市役所1F） ☎ 483-8582 FAX 483-5010

14. 保育実施場所、名称（令和7年8月現在）

黒江小学校内	のびのびキッズ黒江	（☎・FAX 484-3757）
日方小学校内	のびのびキッズ日方	（☎・FAX 484-3366）
内海小学校内	うつみっ子	（☎・FAX 486-3070）
大野小学校内	おおのっ子	（☎・FAX 486-3525）
亀川小学校内	のびのびキッズ亀川	（☎・FAX 484-2922）
巽小学校内	たつみっ子	（☎・FAX 485-3245）
旧ななさと保育所内	学童保育室きたのかみ	（☎・FAX 488-0314）
中野上小学校内※	のびのびキッズ中野上	（☎・FAX 485-1678）
南野上小学校内※	すまいるはうす南野上	（☎・FAX 487-0133）
下津小学校内	すまいるはうす下津	（☎・FAX 492-0303）
大東小学校内	すまいるはうす大東	（☎・FAX 492-5215）
旧加茂川幼稚園内	すまいるはうす加茂	（☎・FAX 493-2423）

※令和8年4月から中野上小学校と南野上小学校が統合し、東海南小学校内で学童保育を実施予定です。

申請書には東海南学童とご記入ください。